

第三者評価に対する回答シート（評価対象年度：平成30年度）

施策名〔施策小〕	1 情報公開の推進	政策	6	施策大	2	施策中	2
担当部名	担当課名						
総務部	総務課						
第三者評価委員からの指摘事項・コメント等				指摘事項・コメント等に対する課の考え、今後の取組方針			
① 事務事業の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ●事務事業の内容は妥当であると考えます。(A) ●この施策を構成する事務事業は妥当であると考えます。(B) ●広報紙をはじめ、ホームページなどを活用して情報提供を積極的に行っています。(B) ●市民が必要な情報を得ることを目的に情報公開事業を重点化するのは妥当であります。基幹統計調査と統計調査事務は統合出来ないものであろうか。(B) ●施策評価シートによる対象・意図は、「市民が必要な時に必要な情報を得ることができる」ことであります。事務事業は、4項からなり、1. 情報公開事業、2. 文書管理業務等であり、これら事務事業は適切であり過不足はないと考えます。インターネットや携帯電話等情報通信機器の普及により、市民誰もが、容易に泉南市の基本的情報を得る環境が整備されつつあり、事務事業の重点化◎の選択は、1. 情報公開請求であり、妥当であります。(B) ●統計に関する事業がこの施策に含まれているが、施策の意図と整合しているか。(C) 			<ul style="list-style-type: none"> ●基幹統計とは、公的統計の根幹をなす重要性の高い統計のことで、特に国が指定していることから、その他の統計と区別する必要があります。 ●特定の個人、団体を識別できないように一定のルールを設けたうえで、国及び市がインターネット上で調査結果を公表し、統計制度の趣旨をご理解いただくことで、施策の意図としております。 			
② 施策の 進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ●成果指標は概ね適切であると思えます。各事務事業の評価と一次、二次評価に若干の乖離が見られるが、統計調査は規則に基づいて行われている以上、A評価になるのは妥当であります。また、規則に基づく業務が多くなることを踏まえ、現状のままでも問題がないものが多い。(A) ●ヒヤリングを通し、本施策は目標達成を目指し適切に行われると評価いたします。(B) ●条例、規則に基づき、情報の開示や文書管理は適切に行われていると思われまます。(B) ●施策評価シートによる対象・意図は、「市民が必要な時に必要な情報を得ることができる」ことであり、施策指標の①開示率等は、適切であり、指標とした理由・考え方にある「市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として情報公開事業を行っているが、市政に関する開示請求に対して公開している割合である「開示率を指標とした」ことは適切であります。又、3. 施策の評価の説明も、「市民と行政との信頼関係を深め・・・文書等の情報公開は市民ニーズに応えるものとする等、その他の説明も含めて適切であります。一次評価、二次評価共に「B」評価であるが、一次評価の「開かれた行政の確立への積極性」、二次評価の「情報開示や文書管理により施策達成に向けた取組が適切に行われている」等、一次評価・二次評価共に客観的に分析評価ができています。なお、改革・改善案の中長期的対応として、「市が保有する情報は年々膨大になっており、文書整理の手続き、文書保存の方法について検討する」と表示されているが、当問題は、一般企業も同様であり、例えば、一般企業では、「稟議書」(永久保存)等は、電子化して縮小保存しています。(B) ●一次評価における「より積極的に」はやや言い過ぎの感があります。(B) ●情報公開事業について、所轄課の一次評価ではより積極的に市の情報を提供していく必要があると記載があり、重点化項目として◎印がついているが、事務事業シートでは事務事業の目的・事業内容があまりにも簡素すぎ、改革改善案部分も空欄なので熱意が感じられませんでした。(D) 			<ul style="list-style-type: none"> ●増加する文書等に関し、整理に努めることはもちろん、電子化等も含め、保存方法を検討する必要があると考えています。 ●定期的な市からの財政状況等の公表等をわかりやすい内容で公開することや、市民から請求があった場合には、関係条例等規定の範囲の中で、情報を公開することになりますが、公開可能なものはすべて公開し、透明化を図っていくという観点から、積極的という表現をしております。 ●情報公開事業については、市民の知る権利を保障し、開かれた市政を目指すという観点から重点化項目としましたが、情報の取り扱いを適正に行ったうえで、可能なものはすべて公開し、透明化を図っていく必要があり、現状、必要な情報が公開されていると考えています。引き続き、文書管理を適切に行うとともに、可能な限り、市民が必要な情報を得られるよう公開に努めてまいります。 			
③ 資源の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●統計調査業務もあることから、改革・改善には回収率も導入した方がよいと思えます。しかし、統計調査についてほぼ90%以上の回収率であり、改善する必要があまりないとも考えられます。統計調査が規則に基づくため、市の裁量があり働かない分野であると考えます。また、統計調査委以外の事務に一般財源の持ち出し部分も少なく、高く評価できます。正職員の人員が少ないが、現状で問題が無いならば、このまま進めるべき事業が多い。(A) ●改革、改善案は適切と考えます。(B) ●改革、改善案も適切であると評価いたします。透明性の向上を図るために、文書管理の必要性を庁内で浸透させながら、文書データ保存の管理方法の工夫も図られ、効果的効率的な事務事業運営を図られることを期待いたします。(B) ●5.改革、改善案は、即時的対応として、「積極的情報発信」、又短期的対応として「情報公開コーナーの充実の検討」、又、中長期的対応は「情報量の膨大に対応する文書管理の手続き、文書保存の方法について検討する旨の説明があり、本件は、上記②」施策の進捗状況の後半に記載したごとく、一般企業も同様の中長期的対応を迫られていることも併記する次第であります。(B) ●文書規定による文書の整理や保存の方法についても徹底し充実すべき。(C) 			<ul style="list-style-type: none"> ●大きな統計調査を実施する場合、現状の正職員だけでは人員が不足しますので、他職員のサポートが必要になります。 ●文書管理に関しては、増加する文書等の整理に努めるとともに、電子化を含め、合理的な保存方法を検討する必要があると考えています。 			

施策推進に向け、担当課として対策を講ずべき重要視点、施策運営に関する改善点

《第三者評価委員会からの指摘等》	《所管課としての考え、取組方針》
<p>●シートに書かれているとおり、今後ますます統計調査は困難となると考えられるが、各種の施策や計画の充実に不可欠な情報となるのでその収集方法について他団体とも連携の上工夫していただきたいです。</p> <p>●公文書であるため、職員一人ひとりの意識を高めるため、人事課が実施する職員研修の内容にも繰入れるべき。</p> <p>●市の一般財源持ち出しが少なく、統計調査も裁量が働かないということから、現状のままで進めて良い事業が多いと思います。</p>	<p>●各種統計調査においては、オンライン回答ができるようになり、回答しやすくなっており、回収率の向上につながっていると考えます。しかしながら、とりわけ、大きな調査においては、調査員の確保に苦慮している状況であり、市内各種団体に対し、調査員募集の協力を依頼することも検討しています。引き続き、近畿都市統計協議会を通じ、国に対し調査環境の充実等を要望してまいります。</p> <p>●公文書の管理は、全庁的に取り組まないといけない業務であり、人事課において、新規採用職員向けに研修を実施しており、総務課も協力しています。今後も、関係課と連携し、職員の意識の一層の向上に努めてまいります。</p>

その他のコメント(施策もしくは施策を構成する事務事業に係る意見等)

《第三者評価委員会からの指摘等》	《所管課としての考え、取組方針》
<p>●直営で行われている事業が多いため、統計調査を中心に各事業の人員が少ないことが気になります。もっとも、現状の人員で回収率も高いので、大きな問題はないのであろう。ただ、今後は回収不能が続く場合は、委託も検討するべきではないかと思えます。</p> <p>●「5.改善、改革案の中長期的対応」に記載の通り、「情報量の膨大性」への対応策としては、一般企業も同様の対応を迫られており、一般企業の対応策を参考にすることをお勧めする次第であります。一般企業では、具体的なものとしては「稟議書」が、「中長期対応に迫られている」と思慮します。</p> <p>●情報公開に関する事業と広報に関する事業とで重複している事業がないか、確認する必要がないか。</p>	<p>●統計調査に関し、とりわけ大きな調査となると、多くの人の支援が必要であり、事務局として現状の人員だけでは不足をきたすため、他職員がサポートすることになります。引き続き、近畿都市統計協議会を通じ、国に対し民間委託を含め調査環境の充実等を要望してまいります。</p> <p>●文書保存については、文書の整理に努めるとともに、電子化等適当な保存方法を検討します。</p> <p>●現状、情報公開事業と広報に関する事業とで重複している事業はないと考えます。今後、類似の事業が生じた場合には、相互に調整し、見直しを行ってまいります。</p>